

八戸市虐待等防止対策会議 第1回会議

日時：平成23年12月5日（月） 14：00

会場：市庁別館2階 会議室C

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 会長及び副会長選任
- 6 議題
 - 案件1：八戸市虐待等防止対策会議について … 資料集A
 - 八戸市虐待等防止対策会議の概要
 - 八戸市虐待等防止対策会議の運営方針について
 - 案件2：八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画について … 資料集B
 - 八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の概要について
 - DV被害者への支援の概要について
 - 配偶者からの暴力の現状
 - 八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画骨子（案）
- 7 その他
- 8 閉会

八戸市虐待等防止対策会議の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市虐待等の防止に関する条例（平成23年八戸市条例第16号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき設置する八戸市虐待等防止対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策会議は、委員20人以内で組織する。

2 対策会議の委員は、条例第8条第1項に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 対策会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、この要綱の実施後最初に招集すべき対策会議又は新たに委員の委嘱又は任命が行われた後最初に招集すべき対策会議の会長の職務は、市長が行う。

2 対策会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 対策会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 対策会議に、虐待防止策等（条例第8条第1項に規定する虐待防止策等をいう。以下

同じ。)に関する専門の事項を調査検討するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、対策会議の会長が指名した委員をもって組織する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選によって定める。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会の決議は、これをもって対策会議の決議とすることができる。ただし、部会長は、この決議事項を次の対策会議において報告しなければならない。
- 8 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「対策会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委嘱又は任命」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「対策会議の会長」と読み替えるものとする。

(特別委員)

第7条 対策会議又は部会は、専門の事項を調査検討させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、虐待防止策等に関する専門的な知識又は経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 特別委員は、当該専門の事項に関する調査及び検討が終了したときは、解嘱されるものとする。

(資料の提出の要求等)

第8条 対策会議又は部会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 対策会議の庶務は福祉政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策会議及び部会の運営について必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 25 日から実施する。

資料集 A

案件1:八戸市虐待等防止対策会議について

【資料内訳】

資料1: 八戸市虐待等防止対策会議の概要

資料2: 八戸市虐待等防止対策会議の運営方針について

参 考: 八戸市虐待等の防止に関する条例

八戸市虐待等防止対策会議の概要について

設置根拠

八戸市虐待等の防止に関する条例（平成 23 年 3 月 18 日条例第 16 号）

設置目的

虐待等に関する情報を随時共有するとともに、関連施策や、市と関係機関の連携強化を図る取り組みについて意見・提言を述べることで、虐待防止策等の充実を図る。

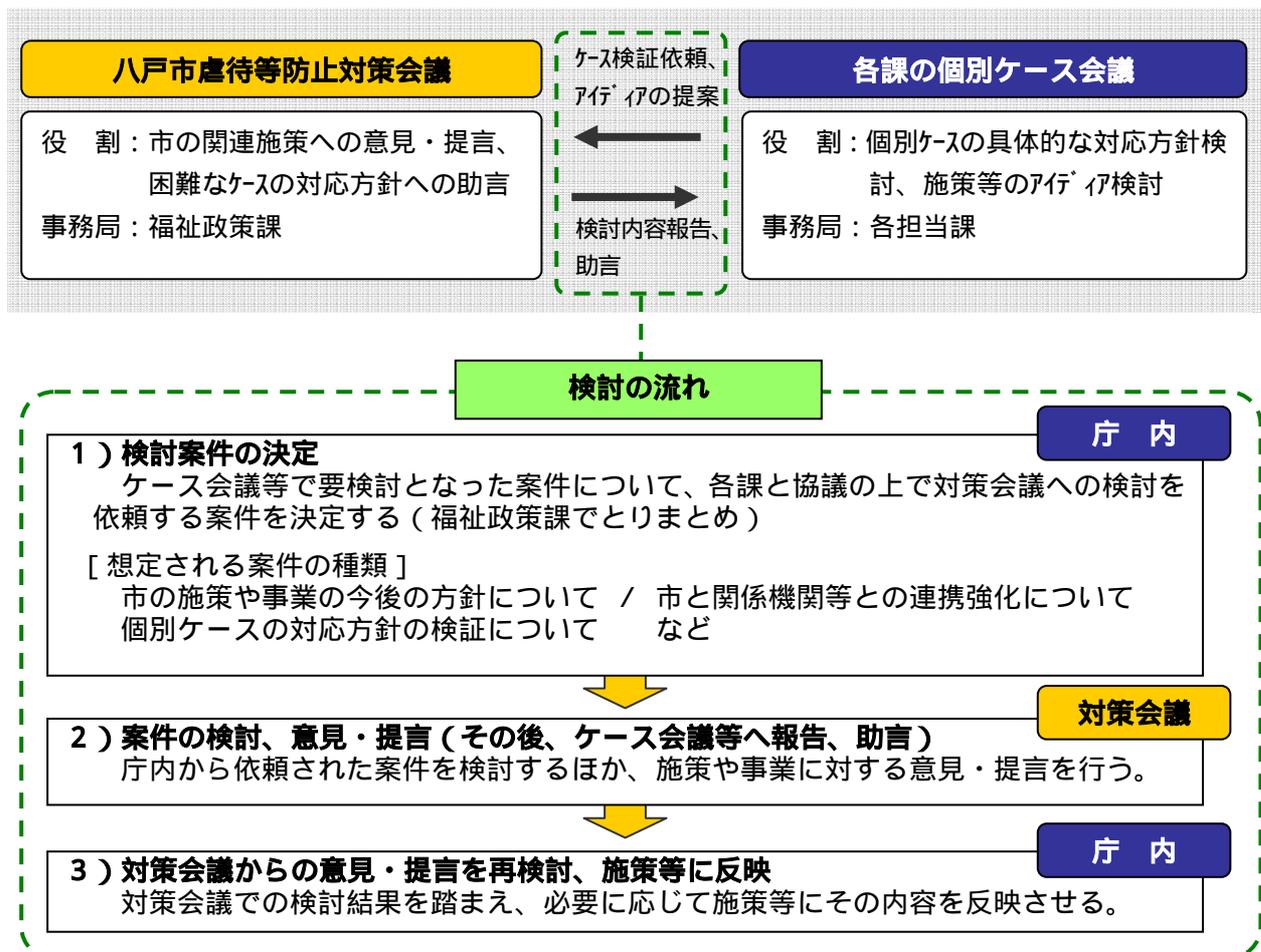
役割（検討する主な内容）

虐待等の防止に関する施策や事業の問題点、市と関係機関等との連携のあり方などについて自由に議論して、今後の方向性（中・長期的な展望）を提案する。

対応が難しい個々のケースについて、対応方針等への助言を行う（解決策を導き出すのではなく、ケースの対応方法などを検証する）。

上記の他、虐待等の防止や、虐待等を受けた者に対する支援について検討する。

検討体制（会議の体系図と検討の流れ）



【今後の予定】

- ・ 年間 3～4回の会議を開催
- ・ 八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画骨子（案）については、平成 24 年度前半まで検討予定

八戸市虐待等防止対策会議の運営方針について

【事務局提案】

- 1 会議は、案件の内容に応じて公開又は非公開を決定する。
＜理由＞
当会議で取り扱う案件の中には、個人が特定される情報を含む場合があるため、八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づき、当該案件を扱う際は、原則非公開とする。個人情報に伴わない案件の場合は、原則公開（傍聴を含む）とする。なお、公開・非公開は、事務局が会長ならびに副会長と事前に相談の上、決定するものとする。
- 2 傍聴者は、会議で発言することはできない。
- 3 会議における発言の要旨は、議事概要として記録し、ホームページ等で公開する。ただし、個人情報を伴う案件については、非公開とする。
- 4 部会を設置した場合の運営方法については、各部会において提案する。

[参考]

八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成19年4月1日改正）

（附属機関等の運営）

第5条 附属機関等の運営については、活発な議論が行われるよう次の事項に留意し、効果的かつ効率的運営に努めるものとする。

（ 中 略 ）

（2）個人のプライバシー又は政策形成過程における情報等に係る審議内容で、公開することにより当該附属機関等の適正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合を除き、会議を公開すること。

（3）会議の開催日時、場所、公開の可否等の情報は、報道機関に提供するなどして、事前に市民に周知するよう努めること。

八戸市虐待等の防止に関する条例（平成 23 年 3 月 18 日条例第 16 号）

人はすべて生まれながらにして自由かつ平等であり、一人の人間として尊重されなければなりません。しかしながら、今日もなお、性別や障がいなどを理由とした不当な差別や、社会情勢の変化に伴う様々な人権侵害が存在し、私たちの生活を脅かしています。

その中においても、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待やいじめ、配偶者に対するドメスティック・バイオレンスについては、特に憂慮される社会的な問題として、その防止や解決が強く求められています。

虐待やいじめは、学校や地域社会、家庭などにおける様々な要因が関わる問題であることから、私たち一人ひとりがお互いの人格と権利を尊重し合い、市、市民、関係機関等がそれぞれの責務や役割の下で協力し合いながら防止し、解決を目指していくことが必要です。

誰もが安心して暮らせる住みよい八戸市を築くため、ここに私たちは、子ども、高齢者、障がい者や配偶者に対する虐待等を市民総意の下で防止していくことを決意し、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、子ども、高齢者、障がい者及び配偶者（以下「子ども等」という。）に対する虐待等を防止するとともに、虐待等に対する取組体制の強化を図り、もって子ども等が安心して暮らせる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18 歳未満の者（18 歳の者で、かつ、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校、専修学校又は各種学校に在学する者を含む。）をいう。
- (2) 高齢者 65 歳以上の者をいう。
- (3) 障がい者 身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。
- (4) 虐待等 身体に対する暴力又は心身に有害な影響を及ぼす言動により子ども等に身体的又は精神的な苦痛を与えること及び子ども等の所有する財産を不当に処分し、又は利用することをいう。
- (5) 市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する者及び一時的に市内に滞在する者をいう。

(6) 関係機関 児童相談所、警察署その他子ども等の日常生活に係る業務を行う機関をいう。

2 この条例にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(市の責務)

第3条 市は、市民及び関係機関と連携して、虐待等の防止に関する施策及び虐待等を受けた者に対する支援に関する施策(以下「虐待防止策等」という。)を総合的に推進しなければならない。

2 市は、虐待防止策等に対する市民の意識向上を図るため、あらゆる機会を捉えて啓発活動を推進するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、虐待防止策等に対する理解を深めるよう努めるとともに、市が実施する虐待防止策等に協力しなければならない。

2 市民は、必要に応じて相互に協力し、虐待等のない地域社会づくりに努めるものとする。

(関係機関の責務)

第5条 関係機関は、市が実施する虐待防止策等に協力しなければならない。

(相談窓口の設置)

第6条 市は、虐待等に関する相談に応じるため、相談窓口を設置するものとする。

(虐待防止策等の実施体制)

第7条 市及び関係機関は、連携して、虐待防止策等を実施するものとする。

2 市は、虐待防止策等の実施に当たり、必要に応じて虐待等の防止に資する事業又は活動を行っている団体に協力を求めるものとする。

(虐待等防止対策会議の設置)

第8条 市は、虐待等に関する情報の共有及び関連施策の充実を図るため、虐待防止策等に取り組む市内関係部署及び関係機関の職員並びに虐待等の防止に関する専門的な知識又は経験を有する者で構成する八戸市虐待等防止対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

2 会議は、次に掲げる事項について意見を述べ、又は提言するものとする。

- (1) 市が実施する虐待防止策等の策定に関すること。
- (2) 市及び関係機関の連携強化に関すること。
- (3) その他虐待等の防止及び虐待等を受けた者に対する支援に関すること。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

資料集 B

案件2：八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画について

【資料内訳】

八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の概要について (資料1)

DV被害者への支援の概要について (資料2-1、2-2、2-3)

配偶者からの暴力の現状 (資料3)

八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画骨子(案) (資料4)

八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の概要について

1 策定の目的

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、外部から発見しづらい家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があり深刻化しやすい特徴があります。

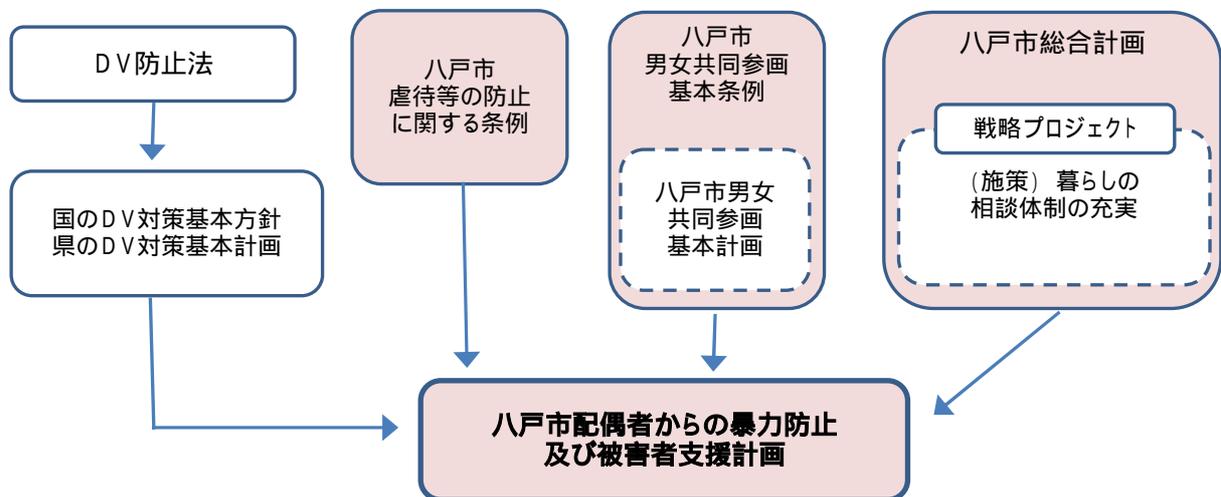
当市では、家庭(児童)婦人等相談室において、婦人相談員を配置し、婦人相談を行っておりますが、DVの疑いのある相談の占める割合が年々、増加する傾向にあります。

また、国においては、「配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)を策定し、基本計画の策定が努力義務と規定されています。

こうしたことから、DVの防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進するため本計画を策定するものであります。

2 計画の位置づけ

・DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画



市町村基本計画策定状況 県内では、おいらせ町 1団体のみ作成済。

内閣府HPでは、市町村レベルで44団体の計画が登録されている。

3 計画期間 5 か年 (平成24年度から)

4 策定のスケジュール

平成23年	12月	第1回 対策会議 庁内連絡会議	計画の骨子(案)検討
平成24年	1～3月	事業洗い出し・計画案検討	
	4月	第2回 対策会議	計画案作成その1
	5月	第3回 対策会議	計画案作成その2
	5月	健康福祉審議会児童部会	意見聴取
	6月	パブリック・コメント実施	
	7月	庁内連絡会議	
	8月	第4回 対策会議	パブ・コメの実施結果報告・計画確定
	9月	計画策定の公表	

DV被害者への支援の概要について

1 DVの定義

DVとは、配偶者または親密な関係にある男女間の暴力をいいます。
 配偶者には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。また、離婚後に引き続き暴力を受ける場合を含みます。

2 DVの形態

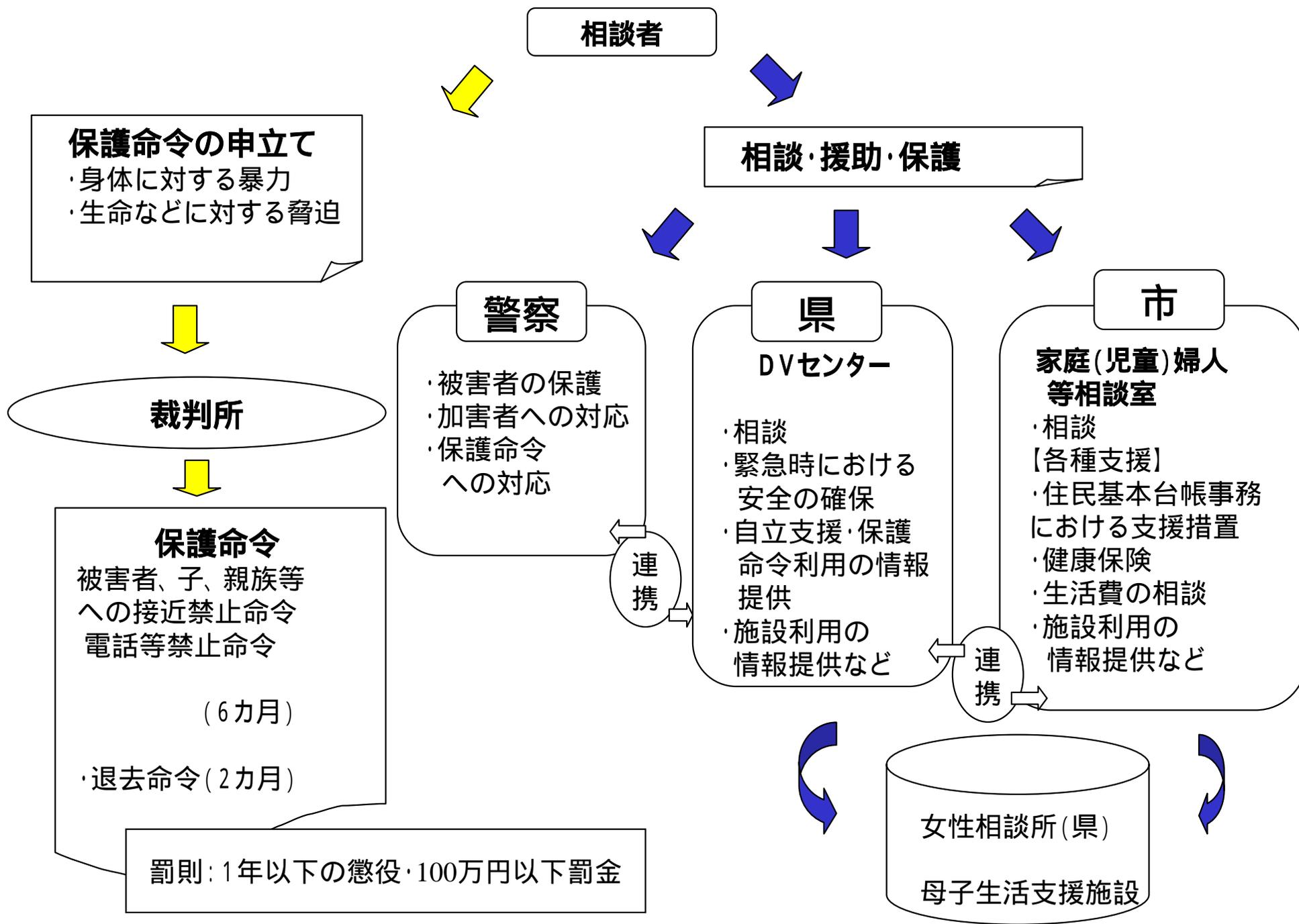
身体的暴力	身体的に脅かしたり、暴力をふるったりする行為。平手打ち、殴打、蹴る、やけどを負わす、首を絞める、髪を引っ張る、引きずりまわす、突き倒す、怪我をするような物を投げる、など。
精神的暴力	大声でどなる、実家や友人との付き合いを制限する、電話やメールをチェックする、無視して口をきかない、人前でバカにする、人格を否定するような暴言を吐く、大切なものを壊す、殴るそぶりをして脅かす、こどもを連れ去る、など。 また生活費を渡さないなどの経済的暴力も含まれることがあります。
性的暴力	見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せられた、性行為を強要する、中絶を強要する、否認に協力しない、など。

3 DV相談・援助の流れ

別紙「資料2 - 2」のとおり

4 配偶者暴力に関する相談窓口

別紙「資料2 - 3」のとおり

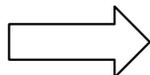


配偶者暴力に関する相談窓口

【相談事項】

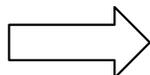
【窓口】

加害者から逃げたい



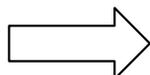
警察・女性相談所・DVセンター
八戸市家庭(児童)婦人等相談室
(43 - 2111 内線274)

加害者を遠ざけたい
・保護命令制度の
情報提供機関紹介



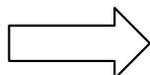
【申立て】地方裁判所
【手続き支援】警察・女性相談所
DVセンター(三戸地方福祉事務所)

告訴したい
逮捕してほしい
パトロールしてほしい



警 察

法的な手続きの相談



法テラス(日本司法支援センター)等法律事務所

逃げた後の経済的支援を受けたい



子ども家庭課・高齢福祉課・生活福祉課

住んでいるところを知られたくない



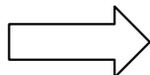
警察・DVセンター

配偶者暴力に関する相談窓口

【相談事項】

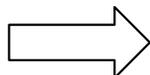
【窓口】

健康保険・年金について相談



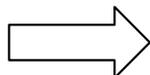
DVセンター・八戸市家庭(児童)婦人等相談室・国保年金課

こども・高齢者・障がい者
のことについて



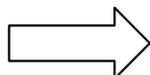
保育所・幼稚園・学校・児童相談所
教育委員会・子ども家庭課・健康増進課
高齢福祉課・障がい福祉課

生活の拠点の確保
・公営住宅窓口紹介
・施設入所手続き



建築住宅課
子ども家庭課

仕事に就きたい
・就業支援、職業訓練、職業紹介

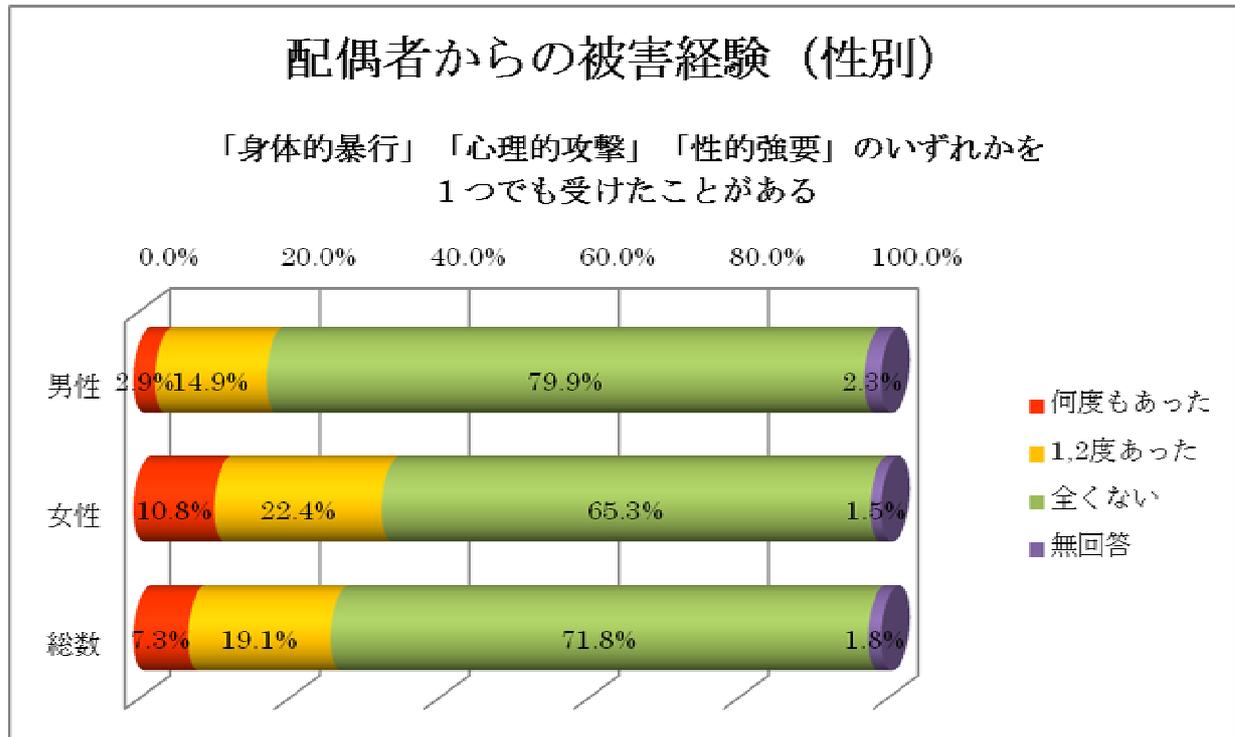


ハローワーク

配偶者からの暴力の現状

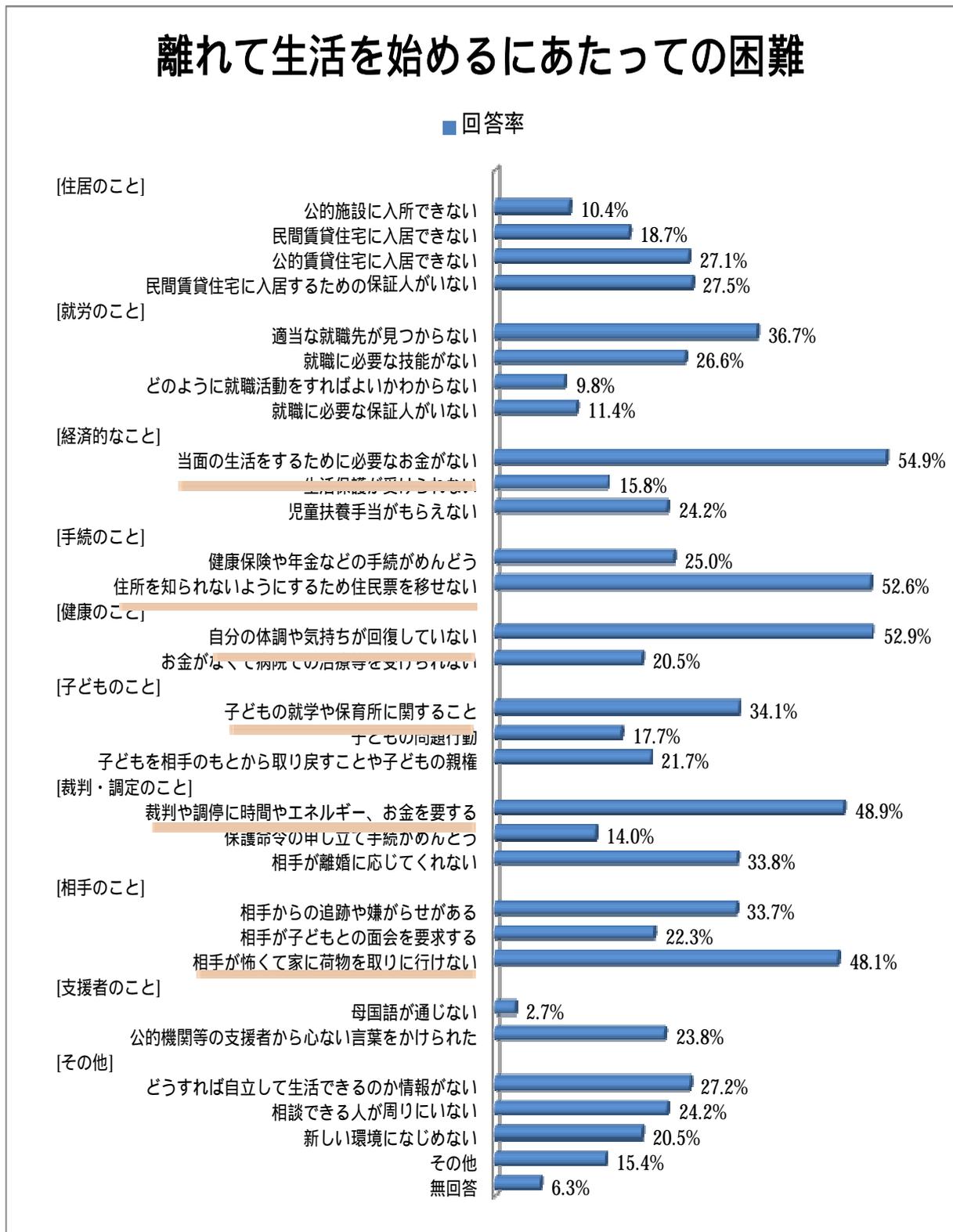
1. 「男女間における暴力に関する調査」(平成20年 内閣府実施)

これまでに配偶者から身体的暴力、心理的攻撃、性的強要のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」、「1、2度あった」と回答した人の割合は、男性は2割弱、女性は3割以上となっています。



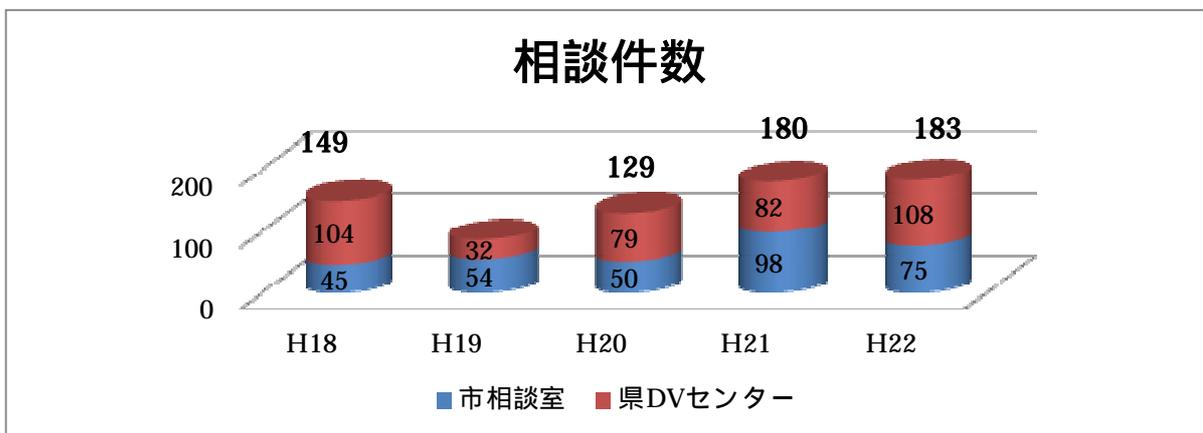
2. 「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査結果」(平成19年1月内閣府公表)

配偶者からの暴力を受けた被害者を対象に行ったこの調査によると、配偶者等から暴力を受けた被害者は、相手と離れて生活を始めるに当たって、「当面の生活をするために必要なお金が無い」(54.9%)「自分の体調や気持ちが回復していない」(52.9%)「住所を知られないようにするため住民票を移せない」(52.6%)など、複数の様々な困難を抱えている状況にあります。

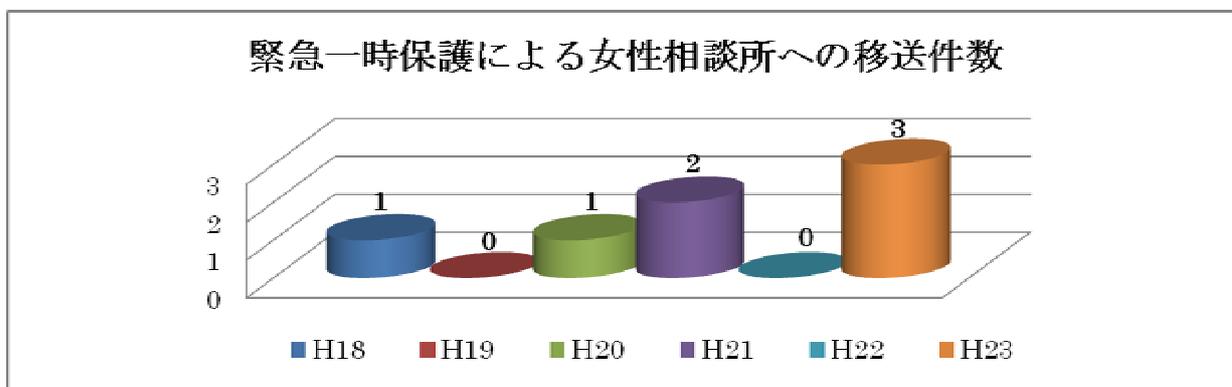


3. 八戸市のDV被害の状況

(1) 相談件数

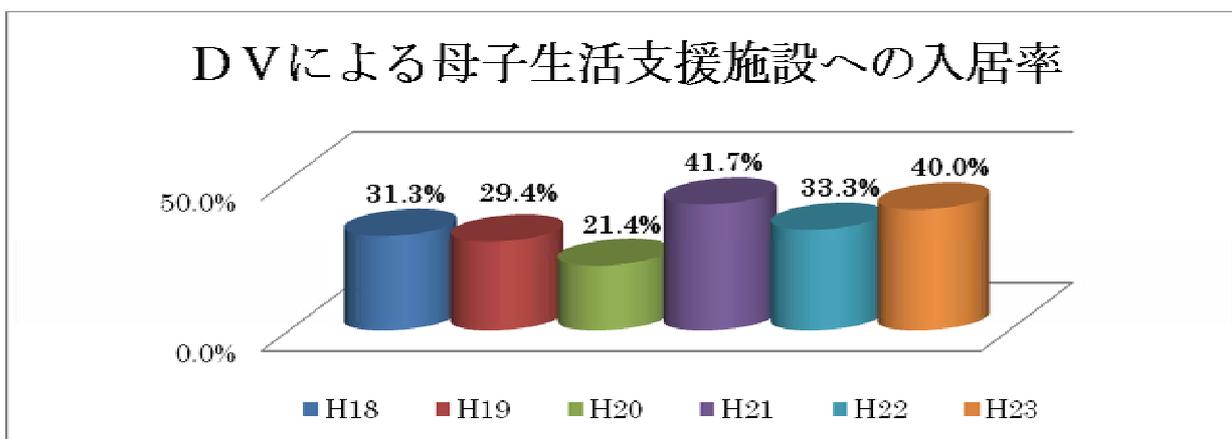


(2) 緊急一時保護による女性相談所への移送件数



H23 : H23.10.31 現在

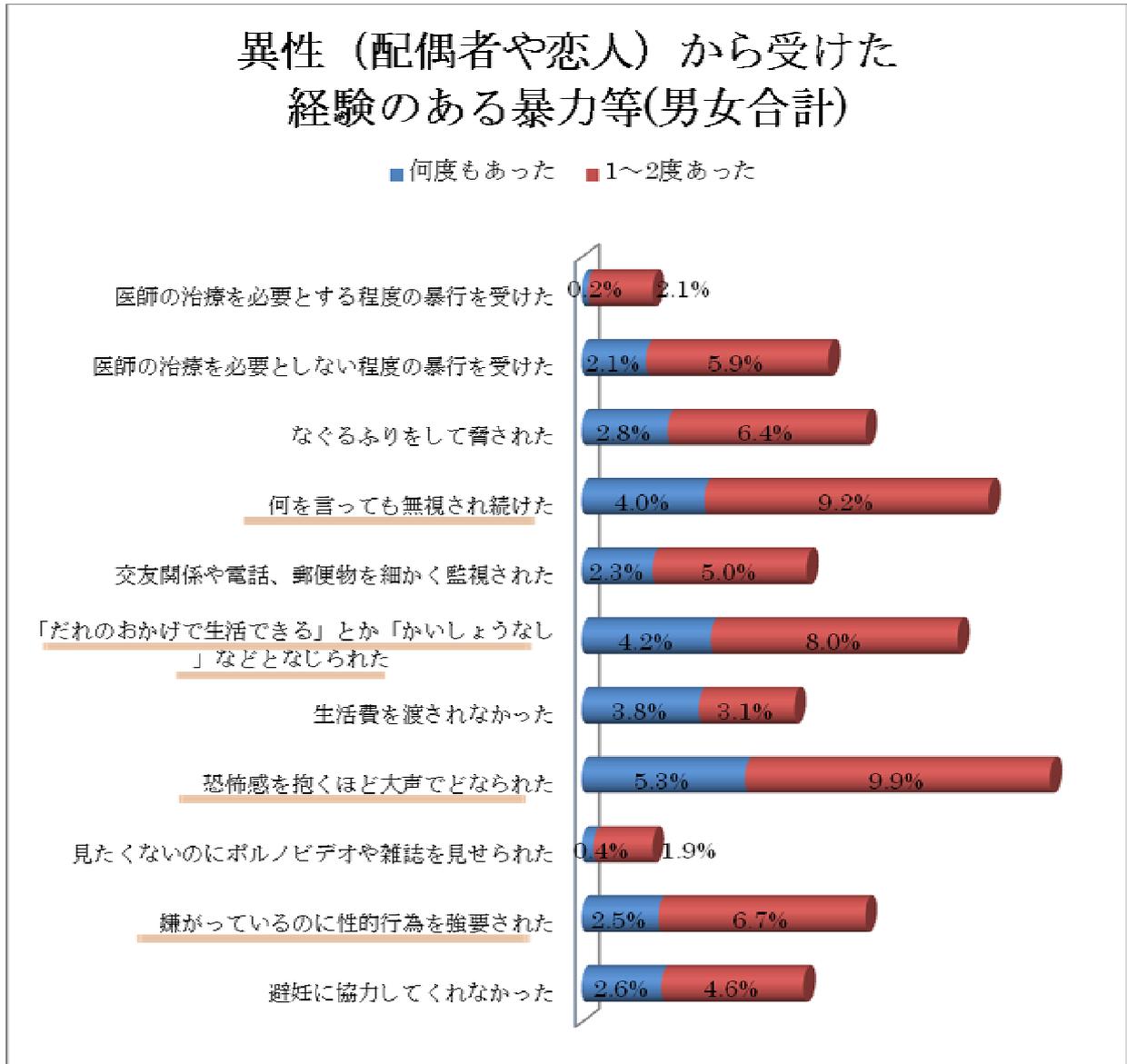
(3) DVによる母子生活支援施設への入居率



各年4月1日現在

4. 平成 22 年度八戸市民の男女共同参画に関する意識調査結果報告書

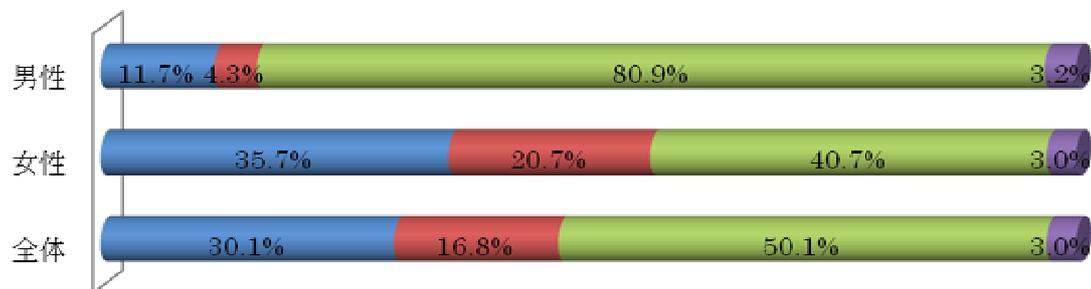
(1) 異性（配偶者や恋人）から受けた経験のある暴力等



(2) 異性からの暴力等について相談したことの有無

異性からの暴力等について 相談したことの有無

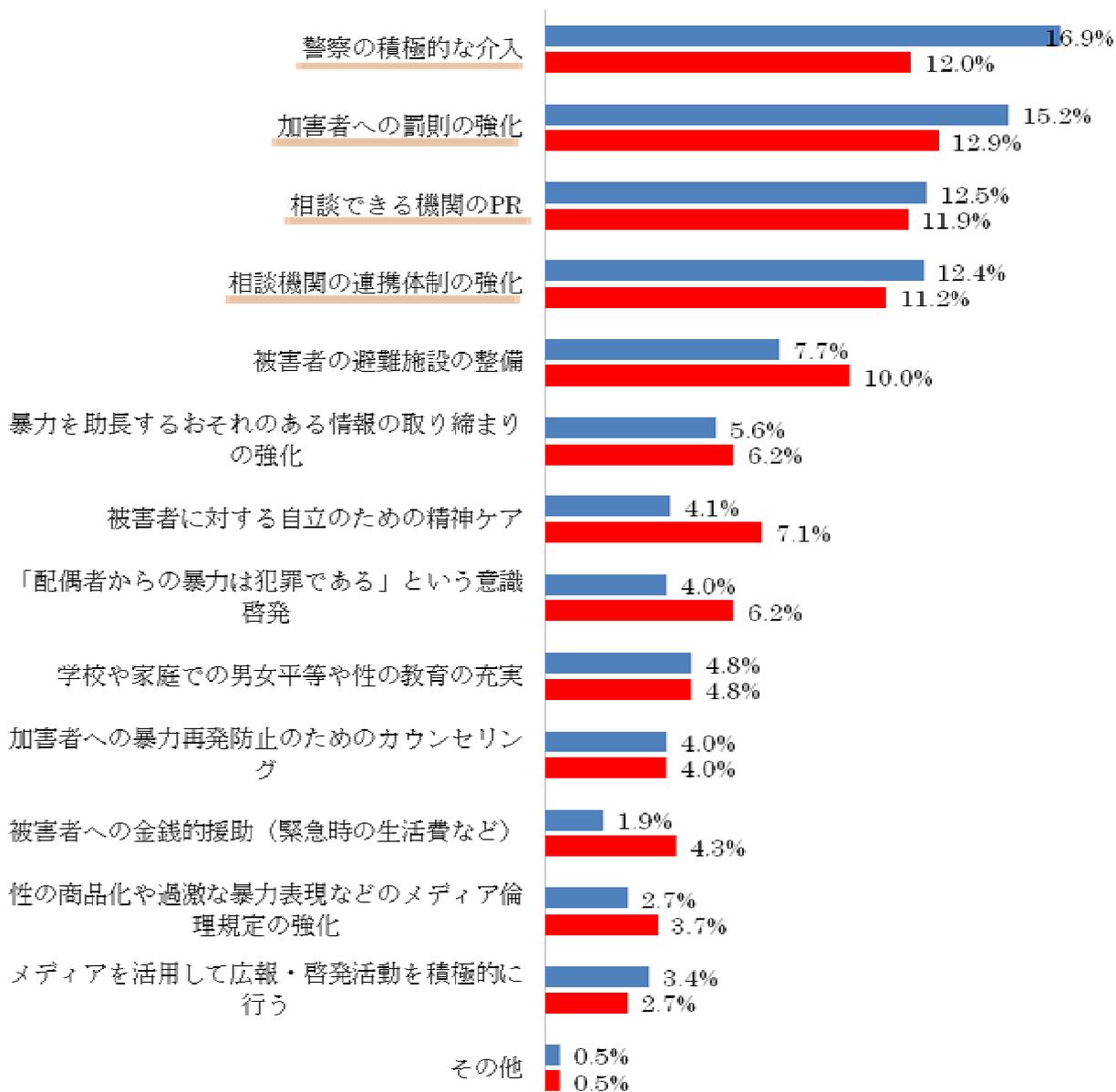
■ 相談した ■ 相談したかったができなかった ■ 相談しようと思わなかった ■ その他



(3) 男女間における暴力等への対策として必要なこと

男女間における暴力等への 対策として必要なこと

■ 男性 ■ 女性



八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画骨子（案）

基本目標	重点目標	施策の方向
暴力の未然防止のための取組の推進	1. DV防止のための意識啓発	市民への正しい理解の普及 市のHP、広報を利用したDV防止に関する情報提供や相談窓口の周知 若年層等への教育、啓発 学校での取組の強化
	2. 早期発見のための体制づくり	DV被害者対応にかかるマニュアルを作成・配布 医療関係者に対する啓発 地域の支援者に対する啓発 保育所、幼稚園、学校関係者に対する啓発
被害者の早期発見及び相談体制の充実	3. 相談体制の充実	相談者からの多様なニーズへの対応 相談員の各種研修への参加 相談窓口の強化

基本目標	重点目標	施策の方向
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">被害者の保護・自立に向けての支援の充実</p>	<p>4．被害者の安全確保の徹底</p> <p>5．個人情報の保護</p> <p>6．自立に向けた支援の実施</p>	<p>被害者の緊急時等の安全確保の徹底 一時保護施設との連携</p> <p>被害者情報保護の実施 二次被害防止に向けた関係機関との連携</p> <p>就労促進・居住場所の確保 各種援護制度に関する支援 こどもへの支援</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係機関の連携と協力</p>	<p>7．庁内機関との連携</p> <p>8．庁外機関との連携</p>	<p>庁内連絡会議等の活用</p> <p>関係団体担当者との連携</p>